

令和 3 年度メディアアート創造都市札幌の人材育成業務 仕様書

1 業務名称

令和 3 年度メディアアート創造都市札幌の人材育成業務

2 業務期間

契約日【令和 3 年（2021 年）6 月上中旬を想定】から令和 4 年（2022 年）3 月 1 日まで

3 背景・目的

札幌市は 2013 年に、国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）からデジタル技術などテクノロジー（科学技術）を活用する新しい芸術表現を中核に、創造産業の振興や地域課題の解決を目指す「メディアアート創造都市」に認定され、啓発イベントの実施、作品制作支援や創造人材の育成、及びユネスコ創造都市とのネットワーク強化に取り組んでいる。

本業務は、若手創造人材を対象とする視聴覚コンテンツの制作技術習得ワークショップとネットワーク・コミュニティ形成イベントの開催を核に、潜在的な若手人材を可視化し、参加者や関係者とのネットワークやコミュニティ形成の機会を創出するとともに、これらの実践を通じて、本市圏域における自発的・主体的な創造的活動・共創を促す人材育成・支援のあり方を検討することを目的とする。

4 業務の概要

(1) ワークショップ等の開催

札幌圏域の学生を含む若年層を主な対象に、定員制・少人数のメディアアート（視聴覚コンテンツ）の制作講座を実施するとともに、成果作品を札幌市内で発表する。

(2) ネットワーキング・コミュニティ形成イベントの開催

札幌圏域の学生を含む若年層を主な対象に、関連人材のネットワークやコミュニティ形成を促すイベントを開催すること。

(3) 人材育成・支援施策の調査検討

メディアアート創造都市の人材の育成・コミュニティ形成・強化の支援というテーマで展開すべき施策について上記（1）（2）業務での実践をふまえて検討・提案する。

5 業務の内容

(1) ワークショップの開催

さっぽろ連携中枢都市圏において創作活動に取り組む若手人材を主な対象に、メディアアート作品のハンズオン型の制作を実践するワークショップを開催し、札幌市内の公共空間又は公開空地等を活用して発表の機会を設けること。

主な業務

- ① 企画（テーマ・内容設定、講師選定）、講師との調整、報酬支払
- ② 参加者募集（募集要項の作成、告知素材の準備、オンライン告知）
- ③ ワークショップ及び発表の運営一式
（会場手配・設営、受付、支援スタッフ配置、撤収等、円滑な実施に必要な一切の作業）
- ④ 映像・写真記録、レポート（各回日本語 2,000 字程度の概要テキスト）の作成
※開催後、原則 1 か月以内に提出、札幌市の広報素材としての活用を想定

対象者・受講料

15 歳以上（高校生以上を想定）を対象に無料で開催すること。定員は 10 名以上とし、一定の申込期間を設けたうえで、抽選又は選考を行うこと。その他、想定する申込条件は以下のとおり。

- ・ さっぽろ連携中枢都市圏（札幌市、小樽市、岩見沢市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、南幌町及び長沼町）在住
- ・ 札幌市内の会場で実施する場合、新型コロナウイルス感染症対策のうえ実地参加できること
- ・ オンラインミーティング等に参加できるインターネット環境があること
- ・ 本人の肖像を含むワークショップ等の記録映像・画像の広報利用に同意すること
- ・ 事業の目的を理解し、参加動機が明確であること
- ・ 全ての回に参加する意欲があること
- ・ 未成年者の場合は、保護者の同意を得ていること

講師・内容

提案事項とする。ただし、以下に留意すること。

- ・ メディアアート作品のハンズオン型の制作を主とすること
- ・ 講義時間外に受講者支援・問い合わせ対応が必要な場合は、講師補助者等の配置、支援方法等を提案に含めること
- ・ 発表の機会については、契約後に委託者と連携しながら、各種の公共空間や公開空地を利用し、コロナ禍におけるウォークアブルシティの実現等「居心地がよく、歩きたくなるまちなかの形成」に繋がる実施を目指すこととし、その素案を提示すること（なお、屋外での実施は、道路交通法や札幌市屋外広告物条例等の関連規定に則って実施する必要があることに留意すること）

スケジュール・構成

提案事項とする。スケジュールは以下を参考とすること。

- ・ 以下（2）、（3）に示す事業との連携や業務量のバランスに留意して計画すること
- ・ ワorkshop等の実施時間数は合計で 9 時間程度を想定する。開催回数やスケジュール設定、各回の所要時間等を提案すること。
- ・ 日程は土日・祝日、学校休業期間、平日課外時間など、参加者の都合を考慮し設定すること。
- ・ 開催日同士の間隔については、週末の連続する 2 日とするか、1 か月程度明けるかなど、任意に設定してよい。

開催手法（場所）

提案事項とする。オフライン・オンラインは問わないが、以下の要件を満たすこと。

- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染予防対策を適切に行うこと。
- ・ オフライン（実地開催）を提案する場合も、オンラインでの代替企画に切り替え可能な案とすること。
- ・ 企画内容に応じて、オンライン・オフラインを組み合わせることも可とする。

(2) ネットワーキング・コミュニティ形成イベントの実施

若手人材のネットワーキングやコミュニティ形成の契機とするため、定期的かつ計 3 回以上の講演や座談会等のイベントを原則実地で開催する。参加人数は、契約期間を通じて延べ 60 名程度（20 名/回相当）を目標とすること。

主な業務

- ① 企画（テーマ・内容設定、登壇者等の選定）、登壇者との調整、報酬支払
- ② 参加者募集（告知素材の準備、オンライン告知）
- ③ イベントの運営一式
（会場手配・設営、受付、支援スタッフ配置、撤収等、円滑な実施に必要な一切の作業）
- ④ 映像・写真記録、レポート（各回日本語 2,000 字程度の概要テキスト）の作成

※開催後、原則 1 か月以内に提出、次回開催告知や札幌市の広報素材としての活用を想定

内容

テクノロジーをツール・出発点とする創造活動を軸として想定しているが、これに限らず、提案事項とする。また、若年層の活動の活性化と緩やかなコミュニティの形成を主目的としているので、イベント中や開催後にコミュニケーションを誘発する仕組みを設けること。各種の関連施設・事業主催者との連携についても考慮することが望ましい。

スケジュール・構成

提案事項とする。

- ・業務期間中に定期的で開催することとし、一時期に偏らないようにすること。
- ・日程は土日・祝日、平日の夜など、参加者の都合を考慮し設定すること。

開催手法（場所）

提案事項とする。以下の要件を満たすこと。

- ・新型コロナウイルス感染症の感染予防対策を適切に行うこと。
- ・原則オフライン（実地開催）とし、オンラインでの代替企画に切り替え可能な案とすること。
- ・より多くの人気が気軽に参加できるよう、一部をオンラインで中継するハイブリッド開催など、事業目的に照らして効果的な開催手法とすること。

(3) 人材育成・支援施策の調査検討

デジタル技術などテクノロジー（科学技術）を活用する新しい芸術表現を中核に、創造産業の振興や地域課題の解決を目指す「メディアアーツ創造都市」の人材の育成と共創の促進というテーマで、本市の現状分析、目指す姿、本市が展開すべき施策や仕組みについて検討のうえ提案を行うこと。

その一環として、本業務内で実施するワークショップやイベントについて、開催前～開催後にかけて、参加者や関係者へのアンケートやインタビュー、観察によるエピソード収集等を通じて、その実施効果を、質的評価を中心に検証すること。

また、現状分析においては、「メディアアーツ創造都市」という観点から、今後の施策展開において関与が期待される施設や事業主体等のアクターを調査し、これらの環境や各自の活動を生かしながら、緩やかな連携と共創を促進するために必要と考えられる施策や支援等を提案すること。なお、これらの検討にあたっては、他都市事例等を参考とすることも可とする。

主な業務

- ① 事例検討（本市圏域における現状分析、既存事例調査）
- ② ワークショップ及びネットワーキングイベントでの実践検証
（参加者アンケート、インタビュー、エピソード収集等）
- ③ 検討、資料のとりまとめ（中間報告、最終報告）
- ④ 上記に付随する委託者との打合せ

スケジュール

- ・ 2021年7月：中間報告①…ワークショップ、イベント評価計画、現状分析、目指す姿
- ・ 2021年12月：中間報告②…ワークショップ、イベントの中間評価
- ・ 2022年3月：最終報告…全体のとりまとめ

(4)共通項目

上記業務(1)~(3)に付随する以下の業務を行うこと。

- ・ 各種問い合わせ対応（Eメールでの窓口対応を想定）
- ・ 札幌市への進捗報告（随時）
- ・ 業務報告書等の提出（電子媒体で行うこと）
 - ・ 業務報告には業務(1)及び(2)に係る概要と結果、業務(3)に係る最終報告を含めること
 - ・ 業務期間中に作成したレポート記事や記録映像・写真等の成果物を整理し提出すること

6 提案を求める事項

(1)業務運営体制

- ・ 人員体制
- ・ 全体業務スケジュール

(2)ワークショップ企画

- 上記5(1)の要件に従い、以下を含むワークショップの企画運営の案一式を提案すること。
- ・ 全体テーマ設定、講義内容・講師例、開催手法、スケジュール、参加者募集要項の概要、制作物及び発表機会のイメージ

(3)ネットワーキング・コミュニティ形成イベント企画

- 上記5(2)の要件に従い、以下を含むイベントの企画運営の案一式を提案すること。
- ・ 全体テーマ設定、内容、開催手法、スケジュール、告知手法、関係機関との連携のイメージ

(4)人材育成・支援施策の調査検討

- 上記5(3)の要件に従い、以下について提案すること。
- ・ ワークショップ・ネットワーキングイベントの検証に係る計画
 - 例：アンケート項目案、定性的な評価に関する手法・タイミング等の実施計画
 - ・ 市内現状調査に関する計画
 - 例：調査先や調査手法（文献調査・ヒアリング等）等

(5)その他

- ・ 独自提案（上記(1)-(4)以外に事業費の範囲で事業効果を高める提案があれば、任意で行う）
- ・ 積算（業務の一式を対象に、項目ごとに内訳を作成すること）

7 特記事項

- (1) 受託者はスケジュールについて委託者と十分打ち合わせの上、作業すること。
- (2) 受託者は業務の実施にあたり、委託者の指示のもと、必要な準備、資料の作成、事前の打ち合わせを行うこと。なお、資料を作成する場合は、図化するなど、分かりやすいものとする。
- (3) 受託者は常に業務の進捗管理を行うとともに、その状況について委託者に報告をすること。
- (4) 本業務履行に当たり、疑義が生じた場合は、札幌市及び受託者双方の協議により処理する。
- (5) 受託者は、成果物が著作権法第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。)を当該著作物の引き渡し時に本市に無償で譲渡する。
- (6) 受託者は、委託者及び委託者が指定する第3者が成果物を公共の目的に資する広報活動等に利用する場合には、著作権法(昭和45年法律48号)第18号から第20号に規定する著作権者の権利を行使しないこととする。
- (7) 受託者は、成果物等が第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害するものでないことを委託者に対して保証することとする。なお、成果物の作成にあたり使用する音楽、映像、写真、文章等が受託者以外の第3者の著作物に該当する場合には、引用などの例外を除いて、受託者が当該第3者から承諾を得ることとし、当該第3者と委託者との間に著作権法等上の紛争が生じさせないこととする。
- (8) 成果物に含む記録写真・映像の撮影に当たっては、札幌市の記録・広報目的で使用することを説明したうえで、肖像権について参加者の了承を得ておくこと。
- (9) 本業務に関し、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。
- (10) 本業務に関連して得られた個人及び企業情報等の全てについて、本市及び当該個人並びに当該企業の代表者の許可なく第三者に情報提供あるいは情報を提供することを禁ずる。但し、第三者に提供する場合であらかじめ札幌市の承諾を得たものについては、この限りではない。
- (11) 本業務の全部を第三者に委託(以下「再委託」という。)してはならない。業務遂行上本業務の一部を再委託する必要がある場合は、あらかじめ申請すること。なお、再委託を行うことが不相当と認められる場合、再委託を承認しないことがある。
- (12) 本仕様書に定める事項のほか、札幌市契約規則及び関係法令等の各規則を遵守すること。
- (13) 札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

8 委託者担当

札幌市市民文化局文化部文化振興課(創造都市ネットワーク担当) 担当: 星、加藤
 TEL: 011-211-2261 E-MAIL: creativecity@city.sapporo.jp